

豊田市いじめ防止基本方針

平成27年4月1日
(令和8年4月1日改正)

豊 田 市

目 次

はじめに	1
1 いじめの防止等に関する基本的な考え方	
(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念	2
(2) いじめの理解	2
(3) いじめの定義	2
(4) いじめへの対処	3
(5) いじめの解消	3
2 いじめの防止等のための豊田市の施策	
(1) 豊田市いじめ防止基本方針の策定	4
(2) 豊田市におけるいじめの防止等に関する取組の計画の策定	4
(3) 豊田市における体制整備	4
(4) 豊田市教育委員会における取組	6
3 いじめの防止等のための豊田市立学校の施策	
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	8
(2) 豊田市立学校における体制整備	8
(3) 豊田市立学校における取組	9
4 保護者、子ども、地域住民、事業者の取組	
(1) 保護者として	12
(2) 子どもとして	12
(3) 地域住民として	13
(4) 事業者として	13
5 重大事態への対応	
(1) 重大事態の定義	14
(2) 豊田市立学校及び豊田市教育委員会の対応	14
(3) 学校設置会社が設置する学校の対応	15
(4) 市長による再調査と措置	17

はじめに

いじめは、いじめを受けた子どもの心や体の健やかな成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その命をもおびやかすおそれがあります。

豊田市では、豊田市子ども条例（平成19年条例第70号）において、子どもには「安心して生きる権利」「自分らしく生きる権利」「豊かに育つ権利」「参加する権利」があることを規定しています。いじめは、これらの権利を侵害するものであり、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）の対策は、地域社会全体で取り組むべき重要課題です。

豊田市は、いじめを防止することで、全ての子どもが学校や地域で安心して学び育つことのできる社会の実現を目指すという考えのもと、令和8年4月に「豊田市いじめの防止等に関する条例（以下、「条例」という。）」を施行しました。社会の変化とともに子どもの生活も多様化し、子どもの活動が、学校や地域など様々な範囲に渡っています。そのため、いじめの防止等の取組は、条例が定めた基本理念を市民全員が共有し、学校だけでなく、市、保護者、子ども、地域住民、事業者など地域社会全体で積極的に行う必要があります。

この考えのもと、条例に定めた基本理念や責務・役割を具現化するため、ここに豊田市いじめ防止基本方針（以下、「基本方針」という。）を定めます。

この基本方針は、豊田市全体で子どもの健やかな育ちを支え、いじめのない社会の実現を目指すためのものです。市、学校、保護者、子ども、地域住民、事業者が、基本方針を理解し、互いに協力しながら、いじめの防止等の対策に取り組んでいきます。

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、学校や地域など様々な範囲で、どの子どもにも起こり得るものです。いじめの防止等の対策は、このことを十分認識したうえで、全ての子どもが学校や地域等で安心して生活し、健やかに学び育つことができる社会を実現することができるよう、市、学校、保護者、子ども、地域住民、事業者が、それぞれの責務を果たし、又は役割を担い、地域社会全体で積極的に行う必要があります。

(2) いじめの理解

いじめは、学校や地域など様々な範囲で、どの子どもにも起こり得るものです。とりわけ、嫌がらせや悪口等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら被害も加害も経験します。これらは、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、精神的に著しい負担が与えられたり、「暴力によるいじめ」と同様、生命又は身体に重大な危険を生じたりすることがあります。

さらに、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在も、いじめの問題をむずかしくしています。

また、インターネットを通じて発信される情報は、その高度の流通性、発信者の匿名性から、子ども同士の関係に大きな影響を及ぼすことがあります。

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを踏まえ、些細な兆候であっても、いじめの可能性を鑑みて対応する必要があります。

(3) いじめの定義

豊田市における「いじめ」の定義は、条例の規定のとおりとします。

「いじめ」とは、子どもに対して、その子どもと一定の人的関係（※1）にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響（※2）を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含みます。）であって、その行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいいます。

個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた子どもの立場に立って（※3）考えなければなりません。

※1：「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校や学級の児童等、塾やスポーツクラブ等の児童等が関わっている仲間や集団（グループ）など、その児童等と何らかの人的関係を指す。

※2：「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

※3：「いじめられた子どもの立場に立って」とは、いじめを受けたとされる子どもの気持ちを重視するということである。一見けんかやふざけ合いであってもいじめを受けたとされる子どもの感じる被害性に着目した見極めが必要である。

(4) いじめへの対処

いじめへの対処は、いじめかどうかの判断が先ではなく、いじめの疑いがある段階から行うことが必要です。その際、特定の者のみによることなく、複数の大人で役割分担し、組織的かつ迅速に行うことが重要です。

聴き取り等で得た情報をもとに、いじめの発見までの経緯やいじめの態様（※4）、関係者の特定を行います。そして、いじめがあることが確認された場合、いじめを受けた児童等やいじめを知らせた児童等の安全を確保し、いじめを行った児童等への指導や、いじめを受けた児童等への支援、保護者等への報告を行います。事実として確認できない場合には、引き続き児童等の様子を注意深く確認し、見守っていきます。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるものがあります。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえ、早期に警察に相談し、連携して対処する必要があります。

(5) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

【いじめの解消の目安】

① いじめに係る行為が止んでいること

＜豊田市立学校における判断＞

- ・ 周りの児童等や教員、定期的に行われているいじめアンケートの結果から見て、いじめはないと判断できるか。（3か月を目安とする。）
- ・ いじめの内容が変わって行われていないか。

② 被害を受けた児童等が、心身の苦痛を感じていないこと

＜豊田市立学校における判断＞

- ・ 被害を受けた児童等が心身の苦痛を感じていないか。
- ・ 家庭での様子から、心身が落ち着いた状態にあると判断できるか。
- ・ 学級担任や教科担任を含む関わりがある教員や児童等から見て、被害を受けた児童等が安心した学校生活を送っていると判断できるか。

* 豊田市立学校の場合、いじめの解消の判断は、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織で行います。

※4：いじめの態様は、11ページを参照。

2 いじめの防止等のための豊田市の施策

(1) 豊田市いじめ防止基本方針の策定

豊田市は、これまで豊田市教育委員会や豊田市立学校が中心となって進めてきたいじめの防止等の対策に加え、保護者、子ども、地域住民、事業者も含めて豊田市全体で取り組むとともに、関係機関との連携や重大事態への対応を行う組織を確立するため、基本的な方針を定めます。

(2) 豊田市におけるいじめの防止等に関する取組の計画の策定

豊田市は、基本方針にのっとり、市におけるいじめの防止等の施策を総合的に推進するため、いじめの防止等に関する取組の計画を策定します。

(3) 豊田市における体制整備

① いじめ防止対策組織の設置等

いじめの防止等の対策が有効に行われるよう、以下の組織を設置します。

ア 豊田市いじめ問題対策連絡協議会の設置

- ・ 豊田市は、いじめの防止等に係る関係機関、事業所、その他の関係者との連携を図るため、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）第14条第1項及び条例第13条の規定により「豊田市いじめ問題対策連絡協議会」を設置します。構成員は、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他関係者とします。

イ 豊田市いじめ防止対策委員会の設置

- ・ 豊田市いじめ防止基本方針に基づく豊田市立学校におけるいじめの防止等の対策を実効的に行うため、豊田市教育委員会の附属機関として「豊田市いじめ防止対策委員会」を設置します。（法第14条第3項、条例第14条：関連する法の条項、以下、同様。）構成員は、弁護士、学識経験者、心理や福祉の専門家等とします。

ウ 豊田市いじめ問題対策委員会の設置

- ・ いじめの状況調査、分析、啓発活動等を行うため、豊田市教育委員会に豊田市いじめ問題対策委員会を設置します。
- ・ 豊田市いじめ防止対策委員会と連携し、いじめの防止等の対策を具体的に進めます。構成員は、教職員代表、心理や福祉の専門家等とします。

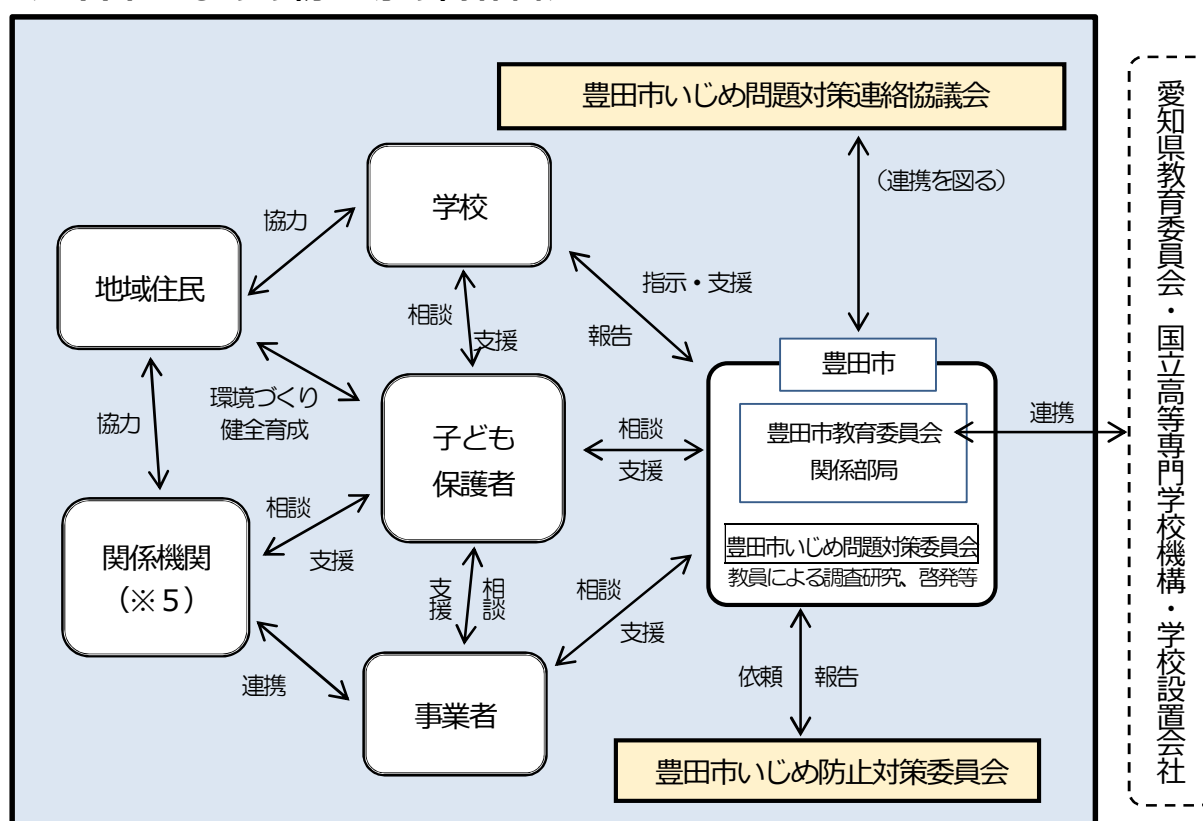
エ 豊田市いじめ問題調査委員会の設置

- ・ 豊田市立学校において重大事態が発生した場合、重大事態に適切に対処し、同種の事態の発生の防止に資するために、速やかに豊田市教育委員会の附属機関

として「豊田市いじめ問題調査委員会」を設置し、事実関係を明確にするための調査を行います。(法第28条第1項、条例第15条)

- ・ 構成員は、弁護士、学識経験者、心理や福祉の専門家等とし、「豊田市いじめ防止対策委員会」の委員その他適当と認める者から選出します。ただし、いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者は除きます。
- ・ 豊田市教育委員会は、必要があると認める場合は、専門調査員を置き、調査を行います。

<豊田市いじめの防止等の関係図>



* 重大事態発生時に関する組織図は、「5 重大事態への対応」に記載

※5：関係機関とは、児童相談所、警察署、とよた子どもの権利相談室（こことよ）、豊田市こども・若者総合相談センター（RePPO）等を指す。

② 相談体制の整備

いじめの問題に悩む児童等や保護者、学校の教職員、地域住民、事業者等が、学校内外で相談できるような体制の充実を図り、相互に連携・協力が図られるようにします。

ア 主な相談機関とその役割

- ・ 豊田市青少年相談センター（リレクとよた）に、公認心理師・臨床心理士やスクールソーシャルワーカー等の専門家を置き、学校や関係機関と連携しながら相談支援を行います。
- ・ とよた子どもの権利相談室（こことよ）に、豊田市子どもの権利擁護委員（以下「権利擁護委員」という。）や相談員を置き、相談支援を行います。
- ・ 豊田市こども・若者総合相談センター（RePPO）に相談員を置き、相談支援を行います。
- ・ 豊田加茂児童・障害者相談センターと連携を図り、いじめの対応について相談しやすい体制をつくれます。

イ 豊田市立学校での相談

- ・ いじめの未然防止や早期対応、心のケアのために、スクールカウンセラーを全小中学校に配置します。
- ・ 児童等の悩み相談を受けたり、話し相手になったりする職員等を、必要に応じて配置します。
- ・ いじめへの対応が円滑に進められるよう、スクールソーシャルワーカーを派遣したり、権利擁護委員による相談支援を行ったりします。

（４）豊田市教育委員会における取組

＜いじめの未然防止のために＞

- ・ 豊田市教育委員会による学校訪問等を通して、望ましい人間関係づくりに関する教育の充実を図る方策について指導助言します。
- ・ 児童等の問題解決能力を育む学級集団づくりの推進を行います。
- ・ 教職員や児童等、保護者、地域住民、事業者向けの研修の充実を図ります。
- ・ 豊田市いじめ問題対策委員会で、いじめに関する調査や研究を行い、いじめの防止等の推進を図ります。
- ・ いじめの防止やインターネット上のいじめに対する理解等を深めるために、保護者や教職員へ啓発活動を行います。

＜いじめの早期発見のために＞

- ・ 豊田市立学校のいじめの認知状況や取組状況を把握し、学校の支援、指導を行います。
- ・ 教師用指導資料を豊田市立学校の教職員へ配布し、学校におけるいじめの早期発見・早期対応を支援します。
- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を豊田市立学校に派遣し、相談体制の充実を図ります。
- ・ インターネット上の不適切な情報の確認を行い、問題の早期発見・早期対応に努めます。

＜いじめへの対処のために＞

- ・ 教師用指導資料の活用を進め、適切に対処できるよう豊田市立学校を支援します。
- ・ 心理や福祉の専門家、指導主事等を含めたいじめ対応支援チームにより、豊田市立学校に対して指導・助言を行います。
- ・ 必要に応じて、豊田市いじめ防止対策委員会の委員やとよた子どもの権利相談室の専門家と連携して、問題解決に向けて支援します。
- ・ いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、豊田警察署及び足助警察署と連携し、児童等のいじめをはじめ非行、問題行動等の防止及び健全育成を進めます。

3 いじめの防止等のための豊田市立学校の施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

- ・ 豊田市立学校は、いじめの防止等に積極的に取り組み、迅速で適切な対応ができるよう学校の実情に応じた「学校いじめ防止基本方針」を策定し、公表するとともに、児童等や保護者、地域住民、関係機関と連携し、その実現に努めます。(法第13条)
- ・ 法第22条に基づき、校内にいじめの防止等の対策のための組織（以下「いじめ対策委員会」という。）を設置します。

(2) 豊田市立学校における体制整備

<いじめ対策委員会>

- ・ 校長のリーダーシップの下、児童等が安心して過ごせる、いじめのない学校づくりを進めます。
- ・ いじめ対策委員会を中核として、教職員が一人でいじめを抱え込まず、一丸となって組織的に取り組みます。

【いじめ対策委員会の構成員の例】

校長、教頭、教務主任、校務主任、生徒指導担当、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等

- ・ いじめ対策委員会は、いじめの未然防止や早期発見、いじめ認知の後の対応や措置をするために、次のような役割を担います。

- いじめに関する情報の収集と記録、情報共有
- いじめの相談・通報を受け付ける窓口
- いじめの防止等の取組についてPDCAサイクル（※6）による検証
- 学級担任や学年の教職員等を加えたケース会議の開催及び指導や支援の組織的実施
- 指導・支援の方針と結果についての教育委員会への報告

※6：PDCAサイクルとは、計画（Plan）－実施（Do）－評価（Check）－見直し（Action）の頭文字をつなげたもので、一連のサイクルが終わったら、反省点を踏まえ、新たなPDCAサイクルを進め、継続的に改善をすることを指す。

＜相談体制＞

- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、児童等や保護者に積極的に周知したり、児童等及びその保護者、教職員が、いじめに関して抵抗なく相談しやすい環境を作ったりします。
- ・ 教育相談期間を定期的に設けます。
- ・ 豊田市教育委員会及び関係機関等と連携して、いじめの防止等の取組を進めます。

（３） 豊田市立学校における取組

＜いじめの未然防止のために＞

- ・ 児童等の豊かな心を育み、温かい人間関係を培うため、人権教育、道徳教育や体験的な活動等の充実を図ります。
- ・ 児童等が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動を行います。
- ・ 児童等にとって安心して自己を生かせる場、個性や能力を発揮できる場となり、自己肯定感が高まるような「居場所づくり」に努めるとともに、互いに思いやり、育ち合う学級集団、学年集団、学校集団を目指します。
- ・ 児童等が多様な集団や組織と関わり、共同の活動や体験を通して社会性を身に付け自己有用感が高まるよう取り組みます。
- ・ 保護者や市民に対して、広くいじめの問題やその取組についての理解や協力を得るため、開かれた学校づくりの推進や、広報啓発の充実を図ります。
- ・ 教職員向けの研修を行い、いじめの防止等の対策に関する共通理解や対応能力の向上を図ります。

＜いじめの早期発見のために＞

- ・ 日頃から児童等の理解に努め、児童等の小さなサインやささいな兆候を見逃さず、的確な対応が行われるように努めます。
- ・ 定期的にアンケート調査、面談等を実施します。
- ・ 日頃から保護者と情報共有を行いやすい関係をつくり、早期発見につながる情報提供や再発防止への協力を依頼します。

＜いじめへの対処のために＞

- ・ いじめ対策委員会を中核として、教職員が組織的に対処します。
- ・ 必ず複数の教職員で、聴き取りなどの情報収集を多面的に行い、事実関係を正しく把握します。
- ・ スクールカウンセラー等による児童等の心のケアに努めます。

- ・パレクとよたのいじめ対応支援チームや心理や福祉の専門家からの指導・助言を受けるなど、豊田市教育委員会及び関係機関等と連携した対応を行います。
- ・いじめを受けた児童等を守るために、保護者と協力して必要な措置を講じます。
- ・必要に応じて、関係した児童等や学級、学校全体へ再発防止のための指導を行います。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときや、児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、警察に通報し、連携して対処します。

- * 県立高等学校及び私立高等学校においては、「愛知県いじめ防止基本方針」（平成26年9月策定）に基づき、いじめの防止等の取組を行います。
- * 豊田工業高等専門学校においては、「独立行政法人国立高等専門学校機構いじめ防止等対策ポリシー」（平成26年3月制定）及び「独立行政法人国立高等専門学校機構いじめ防止等ガイドライン」（令和2年4月制定）に基づき、いじめの防止等の取組を行います。
- * 学校設置会社が設置する学校においては、法に基づいて学校独自で策定した基本方針に基づき、いじめの防止等の取組を行います。

【参考】

「いじめの態様」とは

いじめの態様とは、具体的ないじめの行為のことです。

いじめの態様の例は、以下のとおりです。

- ・冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

4 保護者、子ども、地域住民、事業者の取組

豊田市は、条例の基本理念を共有し、いじめの防止等に地域社会全体で向き合うことを念頭に置き、以下に示す保護者、子ども、地域住民、事業者の取組を推奨し、それぞれの主体が自らの役割として行動できるよう取り組みます。

(1) 保護者として

<いじめの未然防止のために>

- ・ 子どもの教育についての第一義的責任を自覚し、保護する子どもがいじめを行うことがないように、子どもの規範意識や他人を思いやる心を育てます。
- ・ 日頃から子どもに愛情を持って接し、子どもの気持ちや考え受け止めます。
- ・ 子どもの良き手本となるとともに、親子、兄弟姉妹、家族の絆を大切にし、子どもが安心して過ごせる家庭を作ります。

<いじめの早期発見のために>

- ・ 日頃から子どもをよく観察し、子どもの小さな変化に気づくように努めます。
- ・ いじめや子育ての不安、悩みを一人で抱え込まず、市や学校、地域住民、事業者、関係機関に相談します。

<いじめへの対処のために>

- ・ 子どもを一人の独立した人格として捉え、子どもの話や考えをよく聴き、子どもにとって何が一番良いことかを考え行動します。
- ・ 子どもがいじめを受けている場合や、子どもからいじめに関する相談を受けた場合は、子どもの安全を確保しつつ、子どもの話をしっかり聴き、子どもの考えや何があったのかななどを丁寧に把握します。
- ・ 子どもがいじめを行った場合は、その行動は子どものSOSと捉え、子どもの話をしっかり聴くなど、いじめの解消に向けてともに考えます。

(2) 子どもとして

<いじめの未然防止のために>

- ・ 周りの人に対する思いやりの心を持ち、友達が嫌がることを行いません。
- ・ 自分自身や友達を大切にし、学校や地域の活動に進んで取り組みます。
- ・ いじめをなくすために何ができるかを自分たちで考えたり、工夫したりして、いじめの防止のためにできることから取り組みます。

<いじめの早期発見のために>

- ・ 周りに元気のない子や、いつもと違うなと感じた子がいた場合は、「大丈夫？」と声をかけたり、周りの大人や友達に相談したりします。

<いじめへの対処のために>

- ・自分が友達から嫌なことをされたり言われたりしたときは、信頼できる周りの大人や友達に相談します。
- ・自分の周りでいじめと思うようなことを見たり聞いたりしたときは、はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりするのではなく、すすんで周りの人に相談します。

(3) 地域住民として

<いじめの未然防止のために>

- ・子どもがいじめを行うことのないよう、地域社会において大人が模範を示します。
- ・子どもを地域社会の一員として大切に思い、子どもが安心して過ごすことができる環境づくりに努めます。
- ・地域の活動に子どもの意見を取り入れ、活動や対話などを通じて子どもの育ちを支えます。
- ・いじめや子育てに関する不安や悩みを抱える保護者に寄り添い、支えます。

<いじめの早期発見のために>

- ・いじめが疑われる行為を見かけたときは、市、学校、事業者、関係機関その他の関係者に、その内容を伝えるよう努めます。

(4) 事業者として

<いじめの未然防止のために>

- ・児童等が自他を尊重し思いやりを持って行動するよう、児童等同士、児童等と従業員等の温かい人間関係を構築するよう努めます。
- ・事業者が行ういじめの防止等の取組を児童等やその保護者と共有し、児童等が安心して活動できる環境づくりに努めます。
- ・いじめの未然防止や早期発見、いじめへの対処ができるよう、従業員等に対し、いじめの防止等に関する研修を行います。

<いじめの早期発見のために>

- ・活動中の児童等の様子を観察し、気になる様子は従業員等で共有し、複数の関係者で児童等を見守ります。
- ・出席確認等を行い、欠席が続く児童等は保護者に様子を聞き、状況を確認します。

<いじめへの対処のために>

- ・いじめが疑われる行為を発見した場合や、児童等やその保護者等からいじめに関する相談を受けた場合は、被害を受けている児童等の安全を確保し、聴き取りなどの情報収集を多面的に行い、事実関係を正しく把握します。
- ・いじめの対処については、学校や関係機関と連携して対応するよう努めます。

5 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

いじめの重大事態とは、①「いじめにより学校（※7）に在籍する子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合」や、②「いじめにより当該学校に在籍する子どもが相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合」をいう。（法第28条第1項）

<①の例>

- ・ 子どもが自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 等

<②相当の期間とは>

- ・ 文部科学省における不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

いじめの程度は、いじめを受けている児童等の状況に着目して判断します。

ただし、児童等が一定期間連続して欠席しているような場合には、その目安にかかわらず、豊田市教育委員会又は豊田市立学校の判断により、迅速に調査を行います。

児童等や保護者からいじめを受けて重大な事態に至ったという申立てがあったときは、速やかに調査や報告等を行います。

(2) 豊田市立学校及び豊田市教育委員会の対応

豊田市立学校に在籍する児童等に重大事態が発生した場合、重大事態に適切に対処し、同じ事が繰り返されることのないよう、速やかに調査を行います。

①豊田市立学校の対応

- ・ 重大事態が発生した場合、直ちに豊田市教育委員会に報告します。（法第30条）
- ・ 重大事態に至る要因となつたいじめについて調査し、事実関係を可能な限り明確にします。（法第28条第1項）
- ・ 事実関係の確認とともに、いじめを行った児童等への指導を行い、いじめ行為を止めます。いじめを受けた児童等及びいじめを行った児童等に対して、状況に合わせた継続的なケアをし、学校生活復帰のための支援や学習の支援を行います。
- ・ いじめを受けた児童等及びその保護者に対して、重大事態の事実関係等その他の必要な情報を関係者の個人情報に配慮し、適切に提供します。（法第28条第2項）

※7：学校とは、豊田市立学校、学校設置会社（※8）が設置する豊田市内の学校を指す。

※8：「学校設置会社」とは、構造改革特別区域法第12条第2項に規定する学校設置会社を指す。

②豊田市教育委員会の対応

- ・ 豊田市立学校からの報告を受け、重大事態が発生した旨を市長に報告します。(法第30条第1項)
- ・ その事案の調査を行う主体等について判断します。
- ・ 豊田市教育委員会が調査を行う場合(※9)、速やかに調査のための組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行います。(法第28条第1項)

豊田市教育委員会が調査の主体となる場合

- ・ 速やかに「いじめ問題調査委員会」を組織し、調査を行います。
- ・ いじめの事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者が「いじめ問題調査委員会」に参加します。

豊田市立学校が調査の主体となる場合

- ・ 法第22条に基づき学校に設置された「いじめ対策委員会」を、調査を行うための組織の母体とします。
- ・ 豊田市教育委員会は、調査及び調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報の提供について、必要な指導や支援を行います。(法第28条第3項)

(3) 学校設置会社が設置する学校の対応

- ・ 代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が発生した旨を市長に報告します。(法第32条第1項)
- ・ 重大事態に至る要因となったいじめについて調査し、事実関係を可能な限り明確にします。(法第28条第1項)
- ・ 事実関係の確認とともに、いじめを行った児童等への指導を行い、いじめ行為を止めます。いじめを受けた児童等及びいじめを行った児童等に対して、状況に合わせた継続的なケアをし、学校生活復帰のための支援や学習の支援を行います。
- ・ いじめを受けた児童等及びその保護者に対して、重大事態の事実関係等その他の必要な情報を関係者の個人情報に配慮し、適切に提供します。(法第28条第2項)

※9：従前の経緯や事案の特性、いじめを受けた児童等又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な効果が得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合を指す。

<調査について>

- ・ 豊田市教育委員会又は豊田市立学校は、調査を始める前に、調査の目的や調査事項、調査方法等について、いじめを受けたとされる児童等やその保護者及び、いじめを行ったとされる児童等やその保護者に対して説明します。
- ・ この調査は、事実関係を明確にするための調査であって、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、事実に向き合うことで当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

関係した児童等からの聴き取りが可能な場合

- ・ 関係した児童等から十分に聴き取るとともに、在籍している他の児童等や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行います。その際には、いじめを受けた児童等や情報提供した児童等を守ることを最優先として、調査を実施します。
- ・ 調査による事実関係の確認とともに、いじめを行った児童等の背景をつかんで指導を行い、いじめの行為を止めさせるように努めます。
- ・ 関係した児童等の事情や心情を聴取し、本人の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰への支援や学習支援等を行います。

関係した児童等からの聴き取りが不可能な場合

- ・ 関係した児童等の保護者から要望や意見を十分に聴取した上で、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、児童等や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行います。

- * 愛知県教育委員会が調査の主体となる県立学校、私立学校に在籍する児童等の場合は、必要に応じて愛知県教育委員会と連携し進めます。(愛知県いじめ防止基本方針 第6)
- * 豊田工業高等専門学校在籍の児童等の場合は、必要に応じて国立高等専門学校機構と連携し進めます。(いじめの防止等のための基本的な方針 第2の4)

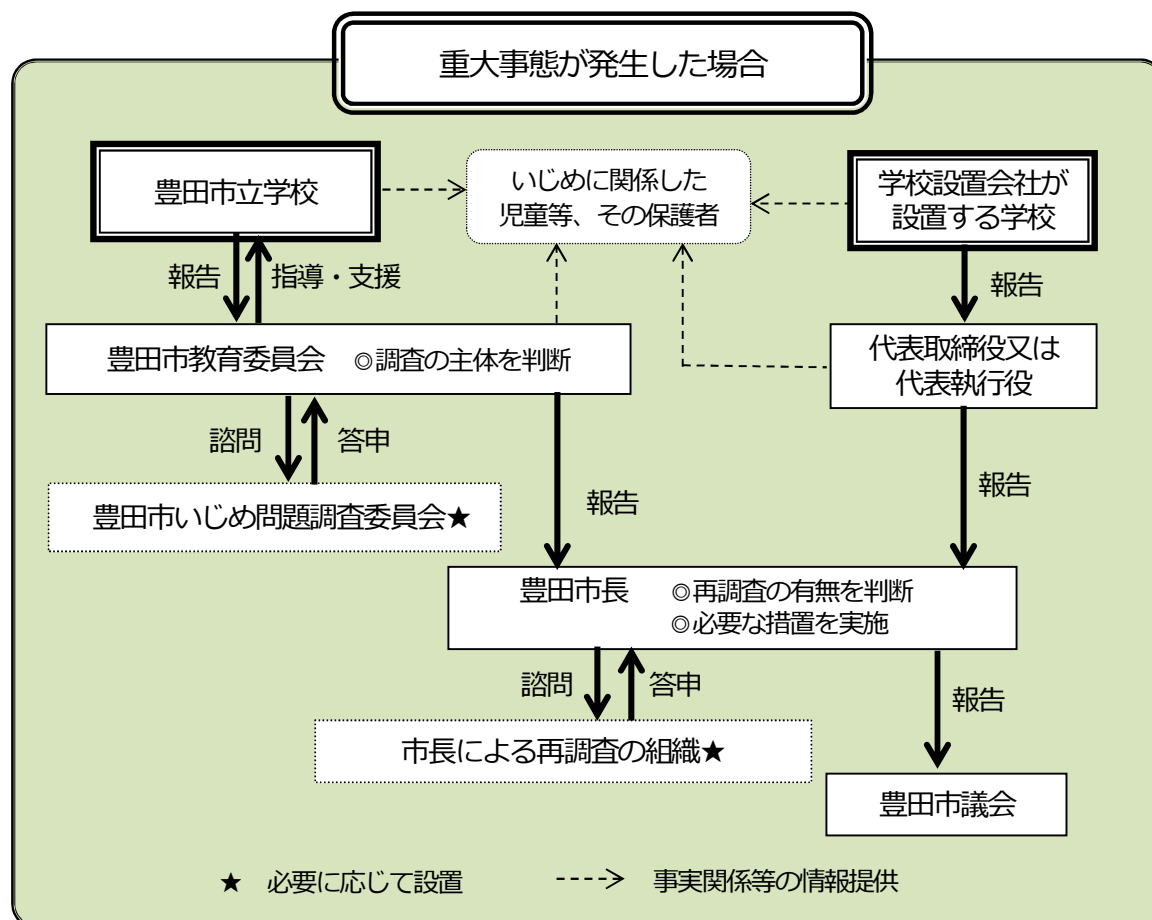
＜報告について＞

- ・ 豊田市教育委員会又は豊田市立学校は、いじめを受けた児童等やその保護者に対して事実関係等その他必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、児童等やその保護者に対して説明します。
- ・ 調査結果については、市長に報告します。上記の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童等又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えるものとします。
- ・ 報告に係る重大事態への対処、又は当該重大事態と同種の事態発生の防止のため、関係した児童等やその保護者及びP T A、市民一般に対して、調査により明らかになった事実関係について、説明又は情報提供します。
- ・ これらの情報提供に当たって、豊田市教育委員会又は豊田市立学校は、他の児童等や関係者のプライバシーに十分配慮して行います。

（４）市長による再調査と措置

- ・ 市長は、豊田市教育委員会及び学校の設置会社の代表取締役又は代表執行役から重大事態に係る法第２８条第１項による調査の報告を受け、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、法第２８条第１項の規定による調査の結果についての調査を行うことができます。（法第３０条第２項、法第３２条第２項）
- ・ 市長は、調査結果を議会に報告する（法第３０条第３項）とともに、同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じます。（法第３０条第５項、法第３２条第３項）

<重大事態への対処に関する関係図>



* 県立学校、私立学校は、愛知県教育委員会や学校法人と連携した対処になります。

* 豊田工業高等専門学校は、国立高等専門学校機構と連携した対処になります。

平成27年 4月 1日 策定

平成28年11月24日 改正

平成29年11月22日 改正

令和 8年 4月 1日 改正